

入札監理小委員会における審議結果報告

「総合無線局監理システム運用技術支援等の請負」

総務省の標記業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

電波利用料制度の創設（平成 5 年 4 月施行）を基点に無線局数の増加に伴う行政事務の増大（平成 5 年度末：839 万局から令和 6 年度末：3 億 623 万局に増加）に対応する「総合無線局監理システム」の統合運用を行うものである。

当該システムは、電波法に基づき、無線局全般にわたって申請受付（電子申請及び書面申請）、審査、免許記録作成、電波監視及び各種情報の提供を行うものであり、現在、ガバメントクラウドに基盤を移行するため、令和 7 年 1 月から国民向けシステム（電子申請機能等）の運用を開始しており、令和 9 年 1 月から職員向けシステム（申請受付、審査、免許記録作成、電波監視等）の運用開始を予定している。

○事業期間

令和 8 年 9 月～令和 11 年 3 月（2 年 7 か月間）

・市場化テスト 3 期目

第 1 期	平成 30 年 12 月～令和 3 年 3 月（2 年 4 か月間）
第 2 期	令和 2 年 12 月～令和 5 年 3 月（2 年 4 か月間）
第 3 期	令和 8 年 9 月～令和 11 年 3 月（2 年 7 か月間）

○事業の目的

電波法に基づき、無線局全般にわたって申請受付（電子申請及び書面申請）、審査、免許記録作成、電波監視及び各種情報の提供を行う「総合無線局監理システム」について、無線局数の増加に伴う行政事務の増大に対応可能な統合運用を行う。

(2) これまでの経緯

第 2 期目の事業評価（令和 4 年 3 月 17 日）において、競争性の確保に課題が残るとして市場化テストを「継続」となった。その時点で令和 6 年 12 月に総合無線局監理システムの機器の更改やベンダーロックインの排除等を主目的としたシステムの刷新を計画していたため、刷新の効果が期待できる次々回の契約から市場化テストの対象にすることとした。

その後、第304回監理委員会（令和5年12月12日）において、次期システムは、ガバメントクラウドに構築するほか、刷新にあたっては、国民向けの「先行稼働領域」と職員向けの「後続稼働領域」に分けて段階的に実施する方針であること等を報告し、令和8年1月以降に市場化テストを再開することとした。

先行稼働領域は令和7年1月に構築済みであり、後続稼働領域は令和9年1月に構築の完了予定である。令和9年4月から両領域を統合して運用する。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

- (1) 現行システムでは、システムの構築と導入する特定の機器及びソフトウェア製品とが紐づいているため、構築に携わった者以外による運用が困難である。今般の刷新により、デジタル庁が運用するガバメントクラウド上に構築することで物理的な機器の保有を不要とするほか、IaCやCI/CDパイプラインによりサーバの設定やリリース作業の自動化を容易にし、運用者のノウハウに大きく依存しない環境構築・運用が可能となるようにした。
- (2) システムが特定の製品のみのものである有する機能に依拠することのないように、一般に用いられており運用に係る知見が市場に蓄積しているソフトウェアを活用することで、構築に携わった者以外でも運用が可能となるよう設計した。
- (3) 機器管理の不要化や一部業務における運用の自動化を図ることで必要な人員を削減し、前回より小規模な体制での参入を可能とした。
（【資料4-2】P74-107/185）
- (4) 令和8年10月～令和8年12月に職員向けシステム、令和9年1月～令和9年3月に国民向けシステムの引継ぎを予定しており（引継ぎ期間：合計6か月）、十分な引継期間を確保した。（【資料4-2】P24/185）
- (5) 前期請負事業者、本業務の請負者、来期請負事業者の引継ぎ作業に係る費用負担を明確にした。（【資料4-2】P24～25/185）
- (6) 国民向けシステム・職員向けシステムにおける手順書等、必要資料を整備した。（【資料4-2】P16/185）
- (7) ホームページへのアップロード作業等、簡易な業務を職員に移管し作業を整理した。（【資料4-2】P23/185）
- (8) 運用設計書や各種手順書を閲覧できるように仕様書を改善した。
（【資料4-2】P144/185）
- (9) 業務内容を可視化するため、全体構成を分かりやすくした。
（【資料4-2】P5-10, 116-120/185）
- (10) 新規参入を希望する事業者が、具体的な作業内容、手順、工数等を把握して見積もり等を行いやすいよう、記載を明確にした。
（【資料4-2】P10-24, 127-131/185）

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点1】

事業名「総合無線局監理システムにおける次期システム更改に向けた統合運用業務」について、「更改に向けた」では誤った業務範囲と認識される可能性があり、「次期システム統合運用業務」等の方が適当ではないか。

【対応1】

民間競争入札実施要項及び調達仕様書の事業名から「次期システム更改に向けた」を削除した。

（【資料4-2】 P1, 5, 11, 39, 41, 44, 45, 55, 114, 116, 126/185）

【論点2】

「2（1）イ. 対象業務の内容」にある「先行稼働領域」や「後続稼働領域」、また「国民向け」や「職員向け」等、分かりにくい表現があるので、文言の統一や、これらの文言の表す構図の明確化を検討できないか。

【対応2】

民間競争入札実施要項に用語の定義を追記し、分かりにくいとご指摘の文言に対する説明を記載した。

（【資料4-2】 P3, 12, 13, 16, 17, 24, 25, 121, 128, 131/185）

【論点3】

「2（2）確保されるべき対象業務の質」について、稼働率、重大障害件数等とサービスレベルアグリーメントとの間に重複感があるので、同じような項目であれば絞り込むことを検討できないか。

【対応3】

「カ. サービスレベルの締結」に記載していた「定義」について、「ア. 定義」として書き出す形に変更した。記載内容については、「(2) 確保されるべき対象業務の質」の「イ. 業務の内容」～「カ. ユーザの利用満足度調査」において請負者が遵守すべきシステム全体としての質を記載し、「キ. サービスレベルの締結」として「(ア) サービスレベル合意 (SLA)」又は「(イ) サービスレベル目標 (SLO)」について業務ごとの詳細な合意レベルを記載した。

なお、請負者は「サービスレベル合意 (SLA)」と「サービスレベル目標 (SLO)」のいずれかを選択できるが、この2者の違いについて「キ. サービスレベルの締結」に追記を行った。（【資料4-2】 P25-35/185）

4. 意見招請の対応について

令和8年2月13日から3月6日まで意見招請を実施した結果、3者から13件の意見が寄せられ、仕様の明確化に係る修正（10件）を行った。

以上